

自転車ルール・マナー問題集①

次の問題で正しい場合は○、間違っている場合は×を解答欄に記入してください。

- 1 石川県では、自転車を利用する際、自転車保険への加入義務がある。
- 2 自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こした場合、負傷者を救護し、相手と連絡先を交換しておけば、警察に通報する必要はない。
- 3 「横断歩道」は歩行者のための場所であるが、歩行者の通行を妨げるおそれがない場合は、自転車に乗ったまま通行してもよい。
- 4 自転車は車道通行が原則であるが、以下の場合は歩道を通行することができる。
 - ① 自転車歩道通行可の標識（図1）や標示があるとき
 - ② 運転者が18歳未満の者や70歳以上の高齢者、身体の不自由な者であるとき
 - ③ 道路工事や駐車車両が連続しているため車道左側部分の通行が困難であるなど、安全を確保するためやむを得ないとき



図1

- 5 自転車で歩道を走行中、歩行者とぶつかるおそれがある場合は、徐行するか、ベルを鳴らして自車の存在を知らせるとよい。
- 6 自転車は運転免許が不要なので、お酒を飲んで運転しても罰則はない。
- 7 右図（図2）のように、車両用信号が青、歩行者用信号（歩行者・自転車専用の表示あり）が赤を示している場合、車両用信号に従って交差点を横断することができる。
- 8 他車を妨害する目的で、急な進路変更する行為は、あおり運転の違反になる。



図2

- 9 令和8年4月（予定）から信号無視、一時不停止等の違反について、いわゆる青切符が適用され、反則金納付の対象となる。

- 10 電動キックボード（図3）のうち、自転車程度の大きさで、最高速度が時速20km以下など一定の基準を満たすものは、「特定小型原動機付自転車」にあたり、16歳以上であれば運転免許不要で運転でき、自転車歩道通行可の標識（図1）や標示がある場所では、歩行者を妨げない方法で歩道を走行することができる。



図3

解答欄

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

自転車ルール・マナー問題集① 問題＆解説

	問 題	正解	解 説
1	石川県では、自転車を利用する際、自転車保険への加入義務がある。	○	<p>「石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例」により、令和6年4月1日から自転車保険への加入が義務化されています。</p> <p>加入の対象者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者（未成年者の場合はその保護者） ・事業者（事業活動に自転車を利用する場合） ・自転車貸付事業者（レンタル自転車が対象） <p>となります。</p>
2	自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こした場合、負傷者を救護し、相手と連絡先を交換しておけば、警察に通報する必要はない。	×	<p>交通事故があったときは、最寄りの警察署等の警察官に、交通事故が発生した日時、場所等を報告する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">（道路交通法第72条第1項）</p>
3	「横断歩道」は歩行者のための場所であるが、歩行者の通行を妨げるおそれがない場合は、自転車に乗ったまま通行してもよい。	○	<p>歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま横断歩道を通行してはいけません。</p> <p style="text-align: right;">（交通の方法に関する教則第3章第3節1（6））</p>
4	<p>自転車は車道通行が原則であるが、以下の場合は歩道を通行することができる。</p> <p>① 自転車歩道通行可の標識（図1）や標示があるとき ② 運転者が18歳未満の者や70歳以上の高齢者、身体の不自由な者であるとき ③ 道路工事や駐車車両が連続しているため車道左側部分の通行が困難であるなど、安全を確保するためやむを得ないとき</p>	×	<p>普通自転車により歩道を通行することができる者として、「運転者が13歳未満の児童・幼児、70歳以上の高齢者、身体の不自由な者であるとき」と規定されています。</p> <p style="text-align: right;">（道路交通法施行令第26条）</p>
5	自転車で歩道を走行していて、歩行者とぶつかるおそれがあるときは、徐行するか、ベルを鳴らしてよけてもらうとよい。	×	<p>歩道では、歩行者優先であり、歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止するか、自転車を降りて、押して歩かなければなりません。自転車のベルなどの警音器は、危険防止上やむを得ない場合を除き、標識によって指定された場所や区間以外では鳴らしてはいけません。</p> <p style="text-align: right;">（道路交通法第63条の4第2項、第54条第2項）</p>

自転車ルール・マナー問題集① 問題＆解説

6	自転車は運転免許が不要なので、お酒を飲んで運転しても罰則はない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>自転車は車両であり、飲酒運転してはならず、罰則は、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、酒気帯び運転は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金と規定されています。</p> <p>(道路交通法第65条第1項、第117条の2第1項第1号等)</p>
7	右図（図2）のように、車両用信号が青、歩行者用信号（歩行者・自転車専用の表示あり）が赤を示している場合、車両用信号に従って交差点を横断することができる。	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>自転車は対面する信号機（車道を通行している場合は車両用信号機）に従わなければなりませんが、歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、歩行者用の信号機に従わなければなりません。</p> <p>(道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条第5項)</p>
8	他車を妨害する目的で、急な進路変更する行為は、あおり運転の違反になる。	<input type="radio"/>	<p>自転車も車両であり、みだりに進路変更をしたり、対向車線へはみ出したりするなどし、他車の進行を妨げてはいけません。</p> <p>(道路交通法第17条、第26条の2)</p> <p>また、令和2年6月に妨害運転（いわゆる「あおり運転」）に関する罰則が創設され、他の車両等を妨害する目的で、一定のあおり運転行為をした場合は、3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金となります。</p> <p>(道路交通法第117条の2の2第8号)</p>
9	令和8年4月（予定）から信号無視、一時停止等の違反について、いわゆる青切符が適用され、反則金納付の対象となる。	<input type="radio"/>	<p>令和8年4月から、自転車をはじめとする軽車両による一定の交通違反について、交通反則通告制度（青切符）が導入される予定です。</p>
10	電動キックボード（図3）のうち、自転車程度の大きさで、最高速度が時速20km以下など一定の基準を満たすものは、「特定小型原動機付自転車」にあたり、16歳以上であれば運転免許不要で運転でき、自転車歩道通行可の標識（図1）や標示がある場所では、歩行者を妨げない方法で歩道を走行することができる。	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>最高速度が時速20km以下などの要件を満たす電動キックボード等は「特定小型原動機付自転車」と定義され、16歳以上の者は運転免許不要で乗ることができます。</p> <p>(道路交通法第64条の2)</p> <p>最高速度が時速6kmを超えず、緑色の最高速度表示灯を点滅させている「”特例”特定小型原動機付自転車」は、歩道通行可の標識のある歩道を走行することができますが、「特定小型原動機付自転車」は歩道を走行してはいけません。</p> <p>(道路交通法第17条の2)</p>